

第 8 5 号 議 案

中野区立児童館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 3 年 1 1 月 2 5 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

朝日が丘児童館、新井薬師児童館、大和西児童館及び弥生児童館を
廃止する必要がある。

中野区立児童館条例の一部を改正する条例

中野区立児童館条例（昭和53年中野区条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表中野区立朝日が丘児童館の項、中野区立新井薬師児童館の項、中野区立大和西児童館の項及び中野区立弥生児童館の項を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。